

中城村訓令第10号

中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年6月10日

中城村長 浜田京介

中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、快適な生活環境の確保、公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化の促進、公共下水道の円滑な事業の推進を図るため、排水設備工事（新築工事を除く。）を行う者に対し、その工事費の一部を中城村公共下水道接続促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について中城村補助金等の交付に関する規則（平成25年6月1日規則第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条1項3号に規定する下水道をいう。
- (2) 処理区域内 下水道法第2条1項8号に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第10条1項に規定する工事をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取り式便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (7) 補助対象工事 公共下水道の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又

はくみ取り式便所を廃止して行う排水設備工事で、申請年度の1月末日までに完了する工事をいう。

(補助金の限度額)

第3条 村長は、工事費の一部を予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う建物の所有者又は居住者若しくは土地の所有者
 - (2) 国又は県の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者
 - (3) 中城村下水道条例（平成14年中城村条例第1号）に規定する村長の確認を受けていること。
 - (4) 中城村税条例（昭和47年5月15日条例第37号）第3条に規定する村税、中城村国民健康保険税条例（昭和47年12月20日条例第71号）第2条から第5条の3に規定する国民健康保険税、中城村水道事業給水条例（平成10年3月31日条例第3号）第26条に規定する水道料金、中城村下水道条例（平成14年1月8日条例第1号）第21条に規定する下水道使用料、中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱（平成21年3月2日教育委員会訓令第1号）第4条に規定する学校給食費、中城村保育所設置及び管理条例（昭和47年4月17日条例第40号）第7条に規定する保育料、中城村立幼稚園保育料等徴収条例（昭和57年3月27日条例第8号）第3条に規定する幼稚園保育料のほか、中城村の条例等で定める使用料、利用料、占用料及び貸付金等を滞納していないこと。
 - (5) 第1号に規定する建物又は土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物又は土地の所有者の同意を得ていること。
- 2 建物若しくは土地の所有者の名義が共有している場合については、共有者のうち1人に補助金を交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、村長が認めた場合は、補助対象者とすることができる。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、別表1による。

(交付申請)

第6条 補助金の申請者は、次に掲げる書類を添付して、中城村公共下水道接続促進事業

補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
- (2) 補助対象工事の着手前の写真
- (3) 下水道排水設備計画確認申請書の写し
- (4) 村税等納付状況調査（照会）同意書（様式第2号）
- (5) 第4条第5号に規定による建物又は土地の所有者の同意書（様式第3号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（交付決定等の通知）

第7条 村長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは、中城村公共下水道接続促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者が相当と認められない場合には、中城村公共下水道接続促進事業補助金不交付通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（辞退届）

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、第6条の申請及び前条の決定内容を中止しようとする場合は、中城村公共下水道接続促進事業補助金交付辞退届出書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の規定により、補助決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付し、中城村公共下水道接続促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の領収書の写し
- (2) 排水設備工事完了届の写し
- (3) 公共下水道供用開始届の写し
- (4) 補助対象工事に係る工事状況の写真
- (5) 補助対象工事の完了の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第10条 村長は、補助決定者がこの要綱の規定又は交付要件に違反したときには、補助金

の交付決定の取消し、又は一部を中城村公共下水道接続促進事業補助金交付決定通知
取消通知書（様式第8号）により取消することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

別表1（第5条関係）

補助金の額

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を 設置している建物
補助対象工事費が5万円以上の場合 5万円	補助対象工事費が10万円以上の場合 10万円
補助対象工事費が5万円未満の場合 当該工事費の額	補助対象工事費が10万円未満の場合 当該工事費の額

* 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。